

2026年4月分（支給日：2026年4月25日）

控除金額	
項目	金額
健康保険	12,805
介護保険	0
子ども・子育て支援金	299
厚生年金	23,790
雇用保険	1,328
所得税額	5,250
住民税額	11,000
法定控除額小計	54,472
生命保険料	5,000
一般財形貯蓄	0
住宅年金財形貯蓄	5,000
労働組合費	2,000
その他控除額小計	12,000
控除額合計	66,472
差引支給金額	199,043

●健康保険、厚生年金保険、雇用保険については8ページ（3）を読んでください。
健康保険料・厚生年金保険料等を一般に社会保険料といいます。社会保険に加入できるかどうかは働きかたによって違います。パート・アルバイト・派遣だからといって、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に一律に入れないわけではありませんが、これらの保険料が控除されていない場合は、保険に入っていないこととなります。実際に入れるかどうか疑問をもったときは、東京都労働相談情報センター（裏表紙）に相談しましょう。

●法定控除額は、税金や社会保険料など法律で決まっています。賞金から差し引かれる金額です。どこの会社でも差し引かれます。

●その他の控除額は、法定控除額以外に賞金から差し引かれる金額です。従業員の過半数を代表する人と使用者との間で結ばれた労使協定にもとづき、会社が生命保険料、財形貯蓄、労働組合費など、あなたのために差し引くものです。労使協定なしに会社が一定金額を差し引くことはできません。

●控除額合計は、すべての控除額合計です。

●差引支給金額は賞金支給総額から控除額合計を引いた実際にあなたに手渡される支給金額です。賞金は現金で支給するのが原則ですが、最近は口座振込みの場合が多いです。